

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成25年4月1日
規程第13号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」第197条において準用する第89条、第105条並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に定める者をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(常勤役員の報酬等の支給)

第3条 当財団の常勤役員には、報酬、役員手当、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当を支給する。ただし、千歳市職員を兼ねる者が、千歳市からの給与を受ける場合には、その常勤役員に対しては、この規程による報酬等は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬等（通勤手当を除く）の額については、各年度における総額が450万円を超えない範囲で支給する。
- 3 第1項の報酬は、別表第1のとおりとし、初任の常勤役員の報酬は1号俸とする。ただし、適用にあたっては、経験年数等を考慮して理事長が別に定めることができる。
- 4 役員手当は、月額17,000円とする。
- 5 通勤手当は、別表第2のとおりとする。
- 6 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に在籍する常勤役員に支給し、支給額については別表第3のとおりとする。

7 期末手当は、6月1日及び12月1日に在籍する常勤役員に支給し、支給率については別表第4のとおりとする。

(非常勤役員等の報酬等の支給)

第4条 当財団の非常勤役員等には、職務執行(定款第21条及び第36条第2項を除く。)の対価として、非常勤理事については、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、監事については、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員については、定款第13条第3項に規定する総額の範囲内で報酬を支給する。この報酬額は別表第5に定める額とする。ただし、報酬を辞退する者及び公務員を兼ねる非常勤役員等には報酬等を支給しない。

(退職手当)

第5条 役員等が退職した場合において、退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の支給日)

第6条 常勤役員等の報酬、役員手当及び通勤手当の支給日はその月の21日とし、支給日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この条において同じ。)に当たるときは、順次これを繰り上げる。

2 寒冷地手当の支給は、11月から翌年3月までとし、支給日は前項のとおりとする。

3 期末手当の支給は、6月及び12月として、支給日はその月の13日とし、支給日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この条において同じ。)に当たるときは、順次これを繰り上げる。

(千歳市を退職し、再就職した役員等の報酬等の特例)

第7条 千歳市職員の外郭団体等への再就職に関する取扱要領(平成9年市長決裁)により、再就職した常勤役員等の報酬は理事長が別に定め、支給日及び支給方法は財団職員等の例による。

(報酬等の支給の方法)

第8条 常勤役員等の報酬等の支給日は第6条に規定する日とする。

2 非常勤役員等の報酬は会議出席及び財団の監査または業務執行等必要な都度支給する。

3 前2項の報酬等の支給については、法令に基づいて控除すべき税金等を控除し、その残額を直接本人に支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第9条 当財団は、役員等がその職務遂行に要する交通費以外の経費の実費相当額を費用として支給できるものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 役員等の出張に要する旅費(宿泊料を含む。)については、別表第8のとおりとする。

(公表)

第10条 当財団はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年12月12日から施行する。

ただし、この規程による改定後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「改定後の規程」という。）別表第1（第3条第3項関係）（別紙1）、別表第2（第3条第5項関係）、別表第4（第3条第7項関係）の規定は平成26年4月1日から、別表第1（第3条第3項関係）（別紙2）の規定は平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規程による改定後の規定を適用する場合においては、改定前の規定に基づいて支給された報酬は、改定後の規定による報酬の内払とみなす。

(差額支給に関する特例措置)

3 改定後の別表第1（第3条第3項関係）（別紙2）の報酬月額が平成27年3月31日において受けていた報酬月額に達しないこととなる常勤役員には、平成30年3月31日までの間、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年2月24日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第3条第3項に規定する常勤役員の報酬表別表第1、同条第7項に規定する別表第4の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規程による改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「改定後の規程」という。）は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第7条第3項の別表第6及び別表第7、同条第5項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改定後の規定を適用する場合においては、改定前の規程に基づいて支給された報酬は、改定後の規程による報酬の内払いとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「改定後の規程」という。）は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第7条第3項の別表第6及び別表第7、同条第5項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 この規程による改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第7条第3項の別表第6（1）、別表第6（2）及び別表第7、同条第5項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

- 2 平成30年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第3条第7項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の195を乗じて得た額とする。

(報酬の内払)

- 3 この規程による改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「改定後の規程」という。）第3条第3項に規定する常勤役員の報酬表別表第1は、平成31年4月1日から適用し、同条第7項に規定す

る別表第4の規定は令和2年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

- 2 令和元年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第3条第7項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の177.5を乗じて得た額とする。

(報酬の内払)

- 3 この規程による改定後の規定を適用する場合においては、改定前の規程に基づいて支給された報酬は、改定後の規程による報酬の内払いとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(以下「改定後の規程」という。)第3条第7項に規定する別表第4は、令和3年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

- 2 令和2年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第3条第7項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(以下「改定後の規程」という。)第3条第7項に規定する別表第4は、令和4年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

- 2 令和3年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第3条第7項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の162.5を乗じて得た額とする。

- 3 令和3年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第7条第5項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第3条第3項に規定する別表第1は、令和4年4月1日から適用する。

- 2 第3条第7項に規定する別表第4及び第7条第5項の期末手当は、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

- 3 令和4年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第3条第7項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額とする。
- 4 令和4年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第7条第5項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の117.5を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規程による改正後の規程は、この規程の施行の日以後に新たに常勤役員となった者の報酬について適用し、同日前から在職する常勤役員の報酬については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

この規程による改正後の公益財団法人ちとせ環境と緑の財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第3条第3項に規定する別表第1は、令和5年4月1日から適用する。

- 2 第3条第7項に規定する別表第4の期末手当は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 令和6年4月1日以前に在職する常勤役員の報酬は第7条の規定にかかわらず月額275,600円とし、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の特例措置)

- 4 令和5年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第3条第7項の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の180.0を乗じて得た額とする。
- 5 令和5年12月に支給する期末手当の額は、第7条の規定にかかわらず期末手当基礎額に100分の120.0を乗じて得た額とする。

(報酬の内払)

- 6 この規程による改定後の規定を適用する場合には、改定前の規定に基づいて支給された報酬は改定後の規定による報酬の内払いとする。

別表第1 (第3条第3項関係)

常勤役員の報酬表

号俸	俸給月額 (円)	昇給期間 (月)
1	238,000	12
2	239,800	12
3	244,300	12
4	248,700	12
5	253,200	12
6	257,000	12
7	260,400	12
8	263,800	12
9	267,600	12
10	270,500	12
11	273,500	12
12	277,100	12
13	280,600	12
14	283,500	12
15	286,500	12

別表第2（第3条第5項関係）

常勤役員の通勤手当の支給基準及び支給額

支給区分	支給基準及び支給額
<p>1 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする常勤役員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び3に掲げる常勤役員を除く。)</p>	<p>支給単位期間につき算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等相当額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとした当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p>
<p>2 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする常勤役員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び3に掲げる常勤役員を除く。)</p>	<p>次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額。</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40</p>

	<p>キロメートル未満 21, 600円</p>
	<p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45 キロメートル未満 24, 400円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50 キロメートル未満 26, 200円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55 キロメートル未満 28, 000円</p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60 キロメートル未満 29, 800円</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31, 600円</p>
<p>3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員(交通機関等を利用し又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であつて交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であることを除く。)</p>	<p>交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、1に定める支給額(1箇月当たりの運賃等相当額及び2に定める額の合計支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た1に掲げる額又は2に掲げる額)</p>
<p>備考</p> <p>1 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。</p> <p>2 通勤手当を支給される常勤役員につき、離職、定款若しくはその他の規程で定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。</p> <p>3 「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月)をいう。</p> <p>4 常勤役員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月1日から末日までの期間全日数にわたって出勤しないときは、通勤手当を支給しない。</p>	

別表第3 (第3条第6項関係)

常勤役員の寒冷地手当の支給基準及び支給額

支給区分	支給額(月額)
1 基準日における世帯主である常勤役員であつて、扶養親族(支給対象地域外に居住した場合は除く。)のあるもの	23,360 円
2 基準日における世帯主である常勤役員であつて、扶養親族のないもの	13,060 円
3 基準日において上記の1、2に該当しない常勤役員	8,800 円

別表第4 (第3条第7項関係)

常勤役員の期末手当の支給基準及び支給額

支給区分	支給率
1 6月に支給する期末手当	<p>報酬月額に100分の175.0を乗じた額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の下記に掲げる在籍期間の区分に応じた割合を乗じて得た額。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>
2 12月に支給する期末手当	<p>報酬月額に100分の175.0を乗じた額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の下記に掲げる在籍期間の区分に応じた割合を乗じて得た額。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

別表第5（第4条関係）

非常勤役員等の報酬等の支給額

評議員	評議員会出席等必要の都度	1回	6,200円
理事	理事会出席等必要な都度	1回	6,200円
監事	評議員会・理事会出席、 監査等必要な都度	1回	6,200円

別表第8（第9条第2項関係）

役員等の旅費の支給基準及び支給額

旅費の種類	支給基準及び支給額
1 鉄道賃	<p>鉄道賃の額は、下記に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。） 、急行料金及び座席指定料金として、最も経済的な通常の経路及び 方法により旅行した場合の旅費により計算した金額とする。</p> <p>（1）運賃の等級を2段階に区分する線路による旅行の場合には 上級の運賃</p> <p>（2）運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗 車に要する運賃</p> <p>（3）急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規 定する運賃のほか、特別急行列車を運行する線路による旅行 で、片道100キロメートル以上のもの、若しくは普通急行 列車又は準急行列車を運行する旅行で片道50キロメートル 以上のもの、若しくは北海道内におけるL特急を運行する線 路による旅行（千歳札幌間及び千歳苫小牧間を目的地とする 旅行は除く。）、若しくは石勝線の特別急行列車を運行する 線路による旅行の場合に限り急行料金を支給する。</p> <p>（4）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片 道100キロメートル以上の場合に限り支給する。</p>

2 船賃	<p>船賃の額は、水路旅行の路程に応じた旅客運賃、特別船席料金及び座席指定料金として計算した金額とする。</p> <p>(1) 運賃の等級を2段階に区分する船舶による旅行の片道水路50キロメートル以上の場合には上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合にはその乗船に要する運賃</p> <p>(3) 特別船席料金又は座席指定料金を徴する船舶による場合には、前2号に規定する船賃の等級と同一の等級の特別船席料金及び座席指定料金</p>
3 航空賃	<p>航空賃の額は、業務執行等のため航空機によって旅行することを理事長から命ぜられた場合に限り、その路程に応じた航空旅客運賃とする。</p>
4 車賃	<p>車賃の額は、陸路(鉄道を除く。)旅行の路程に応じ、下記に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 車賃は1キロメートル当たり37円とし、全路線を通算した金額とする。ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 路程中、定期バス、軌道、その他料金の定めのある交通機関があり、これを利用することが必要と認めるときは、利用路程に含めた料金とする。</p>
5 日当	<p>日当の額は、旅行先の区分に応じ、下記に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 道内 1日当たり 1,200円</p> <p>(2) 道外 1日当たり 1,300円</p>
6 宿泊料	<p>宿泊料の額は、旅行中の夜数及び宿泊先の区分に応じ、下記に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 道内 1泊につき 11,000円</p> <p>(2) 道外 1泊につき 12,200円</p>

<p>7 旅費の調整</p>	<p>次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</p> <p>(1) 役員等が、財団の車両を利用し又は料金を必要としない交通機関等を利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃を支給しない。</p> <p>(2) 役員等が、市内の旅行をした場合には、日当を支給しない。</p> <p>(3) 役員等が、石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局、日高振興局及び胆振総合振興局管内の日帰り旅行をした場合には、日当を支給しない。</p> <p>(4) 役員等が、料金を必要としない宿泊施設又は低額な公共宿泊施設を利用して旅行した場合の宿泊料は、下記に掲げる金額とする。</p> <p>① 宿泊料を徴しない場合 1泊につき1,800円</p> <p>② 宿泊料を徴する場合 1泊につき3,000円</p>
----------------	---